

# 1 国の統計調査実施（予定）年度一覧

所管	調査名	基幹/一般の別	周期	市町村													摘要	掲載頁	
					平成					令和									
					26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8		
総務省	国勢調査	基幹	5年	※	◆ △	○				◆ △	◆ △	○			◆ △	○	国勢調査 第2次試験調査 第3次試験調査 調査区設定	18頁 11頁 19頁 20頁	18
	住宅・土地統計調査	基幹	5年	※					△	○				△	○			6・ 21	
	就業構造基本調査	基幹	5年	※					○					○				25	
	全国家計構造調査	基幹	5年	※	○					△	○				△	○	旧全国消費実態調査	22	
	社会生活基本調査	基幹	5年					○					○				○	23	
	労働力調査	基幹	毎月		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		7	
	小売物価統計調査	基幹	毎月		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		8	
	家計調査	基幹	毎月		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9	
	経済センサス基礎調査	基幹	5年	※	○				△	○				—	—		甲調査は5年周期、乙調査は毎年実施。R6年度の甲調査は国（総務省）直轄	25	
	経済センサス調査区管理	基幹	毎年	※	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	調査区管理（総務省）基礎調査規則第18条	10	
総務省・経産省	個人企業経済調査	基幹	四半期		○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	令和1年度以降は国（総務省）直轄	—	
	経済センサス - 活動調査	基幹	5年	※		△	○				△	○	△		△	○	R3実施結果は、翌年R4に速報、R5に確報公表。経済センサス基礎調査の2年後に実施。	26	
経済産業省	工業統計調査	基幹	毎年	※	○				○	○	○	○		—	—	—	H27年、R3年は経済センサス（活動調査）で包摂。H28年はH29年6月に実施。R4年以降は経済構造実態調査へ包摂され、調査終了。	—	
	生産動態統計調査（工業動態）	基幹	毎月		○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	令和2年度以降は国（経済産業省）直轄	—	
	商業動態統計調査	基幹	毎月		○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	令和2年度以降は国（経済産業省）直轄	—	
文部科学省	商業統計調査	基幹	5年	※	○				—	—	—	—	—	—	—	—	平成30年度以降中止（新設調査（経済構造実態調査）に包摂）	—	
	学校基本調査	基幹	毎年	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一部市町村経由	12	
	学校保健統計調査	基幹	毎年		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		13	
農林水産省	農林業センサス	基幹	5年	※	○				△	○	△	△		△	○	△		16	
	漁業センサス	基幹	5年	※					△	○	△			△	○	△		17	
厚生労働省	毎月勤労統計調査	基幹	毎月		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		14	
	毎月勤労統計調査特別調査	基幹	毎年		○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	令和2年度は、代替調査（小規模事業所勤労統計調査）を実施	15	

注 ※市町村を経由する調査、○本調査、◆試験調査、△調査区設定又は調査区管理、調査準備事務、公表事務

## (1) 今年度の国の統計調査

調査名：住宅・土地統計調査

所管省庁名：総務省統計局

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）										
調査の目的	わが国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに住環境、現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連施策の基礎資料を得ることを目的とする。										
予算額	80,840 千円	内訳	<table> <tr> <td>一般</td> <td>一千円</td> <td>うち</td> <td>県事業費 10,467 千円</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>80,840 千円</td> <td></td> <td>市町村事業費 70,373 千円</td> </tr> </table>	一般	一千円	うち	県事業費 10,467 千円	国庫	80,840 千円		市町村事業費 70,373 千円
一般	一千円	うち	県事業費 10,467 千円								
国庫	80,840 千円		市町村事業費 70,373 千円								
調査の時期 周期	■周期：5年毎	■今回調査：令和5年10月1日現在	前回調査：平成30年10月1日現在								
主要調査事項	1 住宅等に関する事項 居室の数及び広さ、所有関係に関する事項、敷地面積、敷地の所有関係に関する事項 2 住宅に関する事項 構造、破損の有無、階数、建て方、種類、家賃又は間代に関する事項、建築時期、床面積、建築面積、設備に関する事項、増改築及び改修工事に関する事項 3 世帯に関する事項 世帯主又は世帯の代表者の氏名、種類、構成、年間収入 4 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 従業上の地位、通勤時間、現住居に入居した時期、前住居に関する事項、別世帯の子に関する事項 5 住環境に関する事項 敷地に接している道路に関する事項 6 現住居以外の住宅及び土地に関する事項 所有関係に関する事項、所在地、面積に関する事項、利用に関する事項 ※ 調査票甲は1～6の一部、調査票乙は1～6（調査票甲乙の割合：6対1）										
調査対象 範囲	単位	住戸・世帯									
	範囲	全国の約20万調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している約340万住戸・世帯が対象。うち県内は、33市町村2,359調査単位区内の約4万住戸・世帯が対象。									
調査の方法	調査員が調査票等を世帯ごとに配布し、世帯が調査員へ調査票を提出、郵送提出又はインターネットで回答する方法により実施										
調査機関 (調査系統)	総務省統計局－県－市町村－指導員－調査員－世帯	指導員数	162人（※H30）								
		調査員数	775人（※H30）								
集計事項 および方法	(1) 住宅及び世帯に関する基本集計、(2) 住宅の構造等に関する集計、(3) 土地集計、(4) 追加集計、(5) 住宅数概数集計を、総務省統計局において行う。 (全国、都道府県、市、区及び人口1万5千人以上の町村)										
公表の時期 および方法	県	国の公表の後、県分を公表予定。※前回調査(H30)は令和2年5月29日に公表									
	国	総務省統計局において集計区分に応じ、集計の完了したものから順次、インターネットへの掲載等により公表し、追って報告書を刊行予定。 ※前回調査(H30)は令和元年9月30日から順次公表。									
結果の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用</li> <li>各府省が作成する白書における分析での利用や都市・住宅・防災問題などの学術研究等に利用</li> </ul>										

調査名：労働力調査

所管省庁名：総務省統計局

根拠法規	統計法 第2条第4項 (基幹統計) 労働力調査規則 (昭和58年総理府令第23号)		
調査の目的	国民の就業及び不就業の状態を毎月明らかにし、国の雇用対策や経済政策などのための基礎資料を得ることを目的とする。		
予算額	79,734 千円 内訳 $\begin{cases} \text{一般} & - \text{千円} \\ \text{国庫} & 79,734 \text{ 千円} \end{cases}$ うち $\begin{cases} \text{県事業費} & 79,734 \text{ 千円} \\ \text{市町村事業費} & - \text{千円} \end{cases}$		
調査の時期 周 期	<p>■周 期：毎月</p> <p>■調査日：毎月末日現在（12月は26日）</p> <p>※調査事項のうち、「就業状態」については、調査日を末日とする1週間の状態について調査する。</p>		
主要調査事項	<p>1 全ての世帯員について 男女の別、世帯主との続き柄、出生の年月</p> <p>2 15歳以上の世帯員全員について (共 通) 氏名、配偶の関係、調査期間の就業状態、 (就業者関係) 所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類、所属の企業全体の従業者数、仕事の内容、勤めか自営かの別及び勤務先における呼称、雇用契約期間の定め及び1回当たりの雇用契約期間、調査期間の就業時間及び就業日数、1ヶ月間の就業日数 (求職者関係) 最近の求職活動の時期、就業の可能性、探している仕事の位置づけ（主にする仕事か又はかたわらにする仕事か）、求職の理由</p> <p>3 世帯について 15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別15歳未満の世帯員の数 等</p>		
調査対象 範囲	単位	世帯	
	範囲	国勢調査の調査区をもとに、総務大臣が指定する全国の約2千9百調査区を調査地域とし、そのうち、総務大臣が定めた方法により都道府県知事が選定した抽出単位に居住する約4万世帯の世帯員約10万人が調査対象。うち県内は、144調査区、約2千4百世帯の世帯員約4千5百人が調査対象。	
調査の方法	調査員が調査票等を選定された住戸ごとに配布し、その住戸に住んでいる世帯が調査員へ調査票を提出する方法又はインターネットで回答する方法により実施。		
調査機関 (調査系統)	総務省統計局－県（指導員）－調査員－世帯		指導員数 5人 (R 4)
			調査員数 111人 (R 4)
集計事項 および方法	<p>(1) 15歳以上人口 (2) 労働力人口 (3) 就業者 (4) 従業上の地位別就業者数 (5) 産業別就業者数 (6) 職業別就業者数 (7) 完全失業者 (8) 非労働力人口</p> <p>調査結果の集計は、総務省統計局において行う。</p>		
公表の時期 および方法	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県結果を調査月の翌月末に公表</li> <li>・年平均を1月末に公表</li> </ul>	
	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省統計局において、全国結果を調査月の翌月末に公表</li> <li>・年平均を1月末に公表</li> </ul>	
結果の利用状況	<p>1 雇用問題、失業問題などの諸施策立案のための基礎資料</p> <p>2 国民経済計算推計の基礎資料</p> <p>3 労働力人口、産業、職業別就業者数、完全失業者数の毎月の動向を把握するための資料</p>		

### 調査名：小売物価統計調査

所管省庁名：総務省統計局

根 拠 法 規	統計法第2条第4項（基幹統計） 小売物価統計調査規則（昭和57年総理府令第6号）												
調 査 の 目 的	国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国規模で小売店舗、サービス事業所及び関係機関から調査し、消費者物価指数（CPI）その他物価の動向及び構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。												
予 算 額	15,097 千円 内訳 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; font-size: 2em;">うち</td> <td style="text-align: right;">県 事 業 費</td> <td style="text-align: right;">15,097 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国庫</td> <td style="text-align: center;">15,097 千円</td> <td style="text-align: right;">市町村事業費</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </table>				一般	千円	うち	県 事 業 費	15,097 千円	国庫	15,097 千円	市町村事業費	千円
一般	千円	うち	県 事 業 費	15,097 千円									
国庫	15,097 千円		市町村事業費	千円									
調 査 の 時 期 周 期	<p>(1) 動向編            ・月別価格調査            毎月12日を含む週の水・木・金曜日を調査日とし、いずれか1日の価格又は料金を調査する。</p> <p>・旬別価格調査            生鮮品目については、上・中・下旬の3旬別に調査を行う。</p> <p>(2) 構造編            ・奇数月の12日を含む週の水・木・金曜日を調査日とし、いずれか1日の価格を調査する。</p>												
主要調査事項	<p>家計の消費支出の中で支出額の大きな品目505品目・695銘柄を調査している。</p> <p>(1) 動向編            ・価格調査………小売店舗・事業所等から小売価格・料金を調査            ・家賃調査………不動産管理会社等から、家賃の月額及び住宅の延べ面積等を調査</p> <p>(2) 構造編            ・価格調査………小売店舗から小売価格を調査</p>												
調査対象	単位	小売店舗、事業所等											
	範囲	<p>(1) 動向編            那覇市・沖縄市・名護市・宮古島市・石垣市・与那原町・本部町に所在する店舗等で、知事が指定する小売店舗及び事務所等</p> <p>(2) 構造編 うるま市に所在する店舗</p>											
調査の方法	調査員調査品目の調査は調査員が、都道府県調査品目の調査は県が、価格報告者に対し、調査品目の価格又は料金及びこれらに附帯する事項を質問することにより行う。												
調査機関 (調査系統)	総務大臣 県知事 <div style="text-align: center; margin-top: -10px;"> <span style="font-size: 2em;">└</span> 指導員 - 調査員 - 店舗・事業所等            事業所・学校・市町村         </div>		指導員数	4人									
			調査員数	16人 ※(1)動向編15人 (2)構造編1人									
集計事項 お よ び 方 法	<p>(1) 動向編            総務省統計局が結果を集計し、小売物価統計調査の結果及び消費者物価指数として公表。</p> <p>(2) 構造編            総務省統計局が結果を集計し、消費者物価地域差指数として公表。</p>												
公表の時期 お よ び 方 法	県	県および那覇市の「消費者物価指数」は調査月の翌月に公表する。											
	国	<p>(1) 動向編            「小売物価統計調査報告」及び「消費者物価指数」を調査月の翌月に公表。</p> <p>(2) 構造編            「消費者物価地域差指数」を公表。</p>											
結果の利用状況	消費者物価指数算出の基礎資料などとして広く利用されている。												

調査名：家計調査

所管省庁名：総務省統計局

根 拠 法 規	統計法第2条第4項（基幹統計） 家計調査規則（昭和50年総理府令第71号）										
調査の目的	世帯における家計収支の実態を毎月把握して、国の経済政策、社会政策の立案のための基礎資料を得ることを目的とする。										
予 算 額	45,015 千円 内訳 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">一般</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: left;">うち</td> <td style="text-align: right;">県 事 業 費 45,015 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">国庫</td> <td style="text-align: center;">45,015 千円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">市町村事業費 千円</td> </tr> </table>			一般	千円	うち	県 事 業 費 45,015 千円	国庫	45,015 千円		市町村事業費 千円
一般	千円	うち	県 事 業 費 45,015 千円								
国庫	45,015 千円		市町村事業費 千円								
調査の時期 周 期 期	毎月 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第1期 1日～15日</td> <td style="width: 33%;">国への提出期限 第1期 その月29日（単身 翌月の1日）</td> <td style="width: 33%;">第2期 翌月の14日（単身 翌月の16日）</td> </tr> <tr> <td>第2期 16日～月の末日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			第1期 1日～15日	国への提出期限 第1期 その月29日（単身 翌月の1日）	第2期 翌月の14日（単身 翌月の16日）	第2期 16日～月の末日				
第1期 1日～15日	国への提出期限 第1期 その月29日（単身 翌月の1日）	第2期 翌月の14日（単身 翌月の16日）									
第2期 16日～月の末日											
主要調査事項	1. 世帯員および住居等について 世帯員の続柄、性別、年齢、配偶関係、職業、産業および住居の種類、在学者の学校の種類等 2. 収入（勤労者世帯及び無職世帯）と支出（全世帯）について 収入は世帯員ごとの種類と金額、支出は品目・支出金額・購入数量・用途、支出方法等 3. 年間収入調査および貯蓄等調査（二人以上の世帯のみ）について 年間収入は勤め先年間収入、営業年間利益、内職年間収入、公的年金・恩給、農林漁業収入等。貯蓄等調査は貯蓄現在高、借入金および住宅などの建物・土地の購入計画など										
調査対象	単位	世 帯									
	範囲	総務省統計局長が指定する県内 6 市 2 町（那覇市・宜野湾市・石垣市・名護市・沖縄市・宮古島市・北谷町・八重瀬町）のうち、統計局長が指定する調査単位区内における二人以上の世帯 276 世帯（外国人世帯を除く）と単身世帯の 23 世帯									
調査の方法	調査票として家計簿（および年間収入調査票・貯蓄等調査票）を用い世帯主を申告者として自計申告により調査を行う。世帯、世帯員及び住居に関する事項等は世帯票によって調査員が聞き取り調査を行う。なお、家計簿等（調査票）は、調査員による取集又はオンライン調査により行う。										
調査機関 (調査系統)	総務省統計局－県(指導員)－調査員－世帯	指導員数	4 人								
		調査員数	21 人								
集計事項 およ び 方法	上記調査事項を統計局において、全国、都市階級別および地域別について集計する。										
公表の時期 およ び 方法	県	家計調査結果の概況は、調査月の翌々月に公表する。									
	国	全国及び地方別の結果を、統計局においてホームページにて公表する。 「月平均結果」・・・調査月の翌々月上旬に公表 「年平均結果」・・・12月分結果の公表時に同時公表									
結果の利用状況	経済政策の基礎資料、需要予測、給与ベース算定、国民経済計算、公共料金改定、消費者物価指数のウエイトの算定など広く利用されている。										

調査名：経済センサス調査区管理

所管省庁名：総務省統計局

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 経済センサス基礎調査規則（平成20年総務省令第125号）第18条							
調査の目的	平成21年経済センサス - 基礎調査において設定した調査区を「経済センサス調査区」として管理し、必要な修正を行い、事業所又は企業を対象とする各種統計調査実施の基礎資料として利用する。							
予算額	285 千円 内訳 一般 一 千円 うち 国庫 285 千円 県事業費 60 千円 市町村事業費 225 千円							
調査の時期 周期	調査区管理修正報告基準日：令和5年6月1日 周期：毎年（毎年、総務大臣が定める期日。年度によって報告基準日は異なる）							
主要調査事項	<p>1 調査区修正の有無の確認 毎年度総務大臣が指定する調査区管理修正報告基準日時点において、次の(1)～(3)の事由の有無を確認し報告する。</p> <p>(1) 区画整理、道路・河川等の新設・改修、災害等により地形・地物が著しく変化した場合、調査区内の企業数が著しく増減した場合など、現行の調査区のままでは、当該統計調査の実施上著しい支障が生じる場合 (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく地方公共団体の名称の変更、廃置分合若しくは境界変更又は市町村相互間の変更があった場合 (3) 調査区境界の変更にかかわらず、住居表示の実施など、調査区内の住所情報の変更があった場合</p> <p>2 調査区同定作業 調査区管理により調査区が変更になった事業所及び登記簿等の行政記録から追加された事業所など、調査区特定のため総務省統計局が調査区同定を行った結果、同定できなかった事業所について、調査区を確認する。</p>							
調査対象	単位	経済センサス調査区						
	範囲	全市町村						
調査の方法	平成21年経済センサス - 基礎調査において設定した調査区について、各市町村において修正を要する事由の有無を確認し、調査区管理関係書類を作成し、県へ報告。県において審査等を行ったうえで、国へ報告する。							
調査機関 (調査系統)	総務大臣 一 県知事 一 市町村長			<table border="1" style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>指導員数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>調査員数</td> <td>—</td> </tr> </table>	指導員数	—	調査員数	—
指導員数	—							
調査員数	—							
集計事項 および方法	—							
公表の時期 および方法	県	—						
	国	—						
結果の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後実施される経済センサス - 基礎調査及び - 活動調査の調査単位区域として利用</li> <li>・事業所又は企業を対象とする各種統計調査の調査単位区域及び抽出単位区域として利用</li> </ul>							

調査名：国勢調査第2次試験調査

所管省庁名：総務省統計局

根拠法規	統計法 第2条第7項 (一般統計調査) 国勢調査令第15条第1項第6号及び第2項第8号												
調査の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国勢調査実施計画の立案に当たり、調査環境の変化に対し的確に対応するための調査方法等必要な事項を実地に検証し、実施計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。</li> <li>・令和5年度は第2次試験実施の年で、本県から対象調査区に指定はないが、市町村を対象とした調査方法や調査事務の検討を行うための「国勢統計実務検討会」を開催する予定。</li> </ul>												
予算額	<p>957 千円 内訳</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">一</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; font-size: 2em;">うち</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">県事業費</td> <td style="padding-right: 10px;">257 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国庫</td> <td style="text-align: center;">957</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">市町村事業費</td> <td style="padding-right: 10px;">700 千円</td> </tr> </table> <p>※主に「国勢統計実務検討会」の開催経費及び参加旅費</p>		一般	一	千円	うち	県事業費	257 千円	国庫	957	千円	市町村事業費	700 千円
一般	一	千円	うち	県事業費	257 千円								
国庫	957	千円		市町村事業費	700 千円								
調査の時期 周期	<p>■周 期：5年毎（本調査の2年前に実施。次回本調査は令和7年を予定。）</p> <p>■今回調査：令和5年6月 …… 対象：なし 前回調査：平成30年6月21日現在… 対象：那覇市</p>												
主要調査事項	<p>1 世帯員に関する事項            (1) 氏名 (2) 男女の別 (3) 出生の年月 (4) 世帯主との続柄 (5) 配偶の関係 (6) 国籍            (7) 現在の住居における居住期間 (8) 5年前の住居の所在地 (9) 在学、卒業等教育の状況            (10) 就業状態 (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類 (12) 仕事の種類（職業）            (13) 従業上の地位 (14) 従業地又は通学地 (15) 従業地又は通学地までの利用交通手段</p> <p>2 世帯に関する事項            (1) 世帯の種類 (2) 世帯員の数 (3) 住居の種類 (4) 住宅の建て方</p>												
調査対象	単位	世帯											
	範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本調査に準じ、調査日現在で対象調査区に常駐する全ての人・世帯が対象。ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。</li> <li>・前回調査（H30）では、全国の8市区（7都府県）96調査区（1市区当たりおよそ12調査区）で調査が実施され、うち県内では那覇市内の12調査区で実施。</li> </ul>											
調査の方法	調査員が調査票等を世帯ごとに配布し、世帯が調査員へ調査票を提出、郵送又はインターネットで回答する方法により実施。												
調査機関 (調査系統)	総務省統計局－県－市－調査員－世帯	指導員数	—										
		調査員数	—										
集計事項 および方法	総務省統計局は、調査票その他関係書類を審査・集計し、調査の実施状況に関する所要の分析・評価を行う。												
公表の時期 および方法	県	—											
	国	—											
結果の利用状況	令和7年国勢調査の実施計画の立案に必要な基礎資料												

調査名：学校基本調査

所管省庁名：文部科学省

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）								
調査の目的	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料とする。								
予算額	3,700千円 内訳 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">一般</td> <td style="text-align: center;">うち</td> <td style="text-align: left;">県事業費 3,083千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">国庫</td> <td style="text-align: center;">3,700千円</td> <td style="text-align: left;">市町村事業費 617千円</td> </tr> </table>			一般	うち	県事業費 3,083千円	国庫	3,700千円	市町村事業費 617千円
一般	うち	県事業費 3,083千円							
国庫	3,700千円	市町村事業費 617千円							
調査の時期	5月1日現在 文部科学省への提出期限 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">・「学校調査票」</td> <td style="text-align: center;">···</td> <td style="text-align: left;">7月10日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">・「学校調査票」以外の調査票</td> <td style="text-align: center;">···</td> <td style="text-align: left;">7月31日</td> </tr> </table>			・「学校調査票」	···	7月10日	・「学校調査票」以外の調査票	···	7月31日
・「学校調査票」	···	7月10日							
・「学校調査票」以外の調査票	···	7月31日							
周 期	毎年								
主要調査事項	1. 学校調査、学校通信教育調査 … 学校教育法第1条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園・専修学校・各種学校の児童生徒数、教職員数等 2. 卒業後の状況調査 … 進学者、就職者及び卒業者数、就職者については産業分類別数 3. 学校施設調査 … 私立の各学校及び公立の幼保連携型認定こども園の学校建物の構造別、用途別、面積及び土地の用途別面積 4. 不就学学齢児童生徒調査 … 就学猶予者及び免除者数、前年度死亡者数、1年以上居所不明者数								
調査対象	単位	学校（但し、大学、短大、高専、国立大学附属学校を除く）							
	範囲	1. 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び通信制課程を置く高等学校 2. 市町村教育委員会 3. 私立学校設置者							
調査の方法	各学校毎に自計申告の方法による。								
調査機関（調査系統）	文部科学省 - 県 - 市町村 - 幼、幼保、小、中(私立を含む) 私立の各種学校・専修学校 └ 高等学校、特別支援学校、県立の専修学校、県立の中学校								
集計事項および方法	県において、市郡別、学校種別に文部科学省所定の集計様式により集計する。 文部科学省は全国集計を行う。								
公表の時期および方法	県	単独集計のうえ速報値を10月頃、確報値を3月頃にHPで公表する。							
	国	文部科学省において集計の結果を8月に速報、12月に確報をHPで公表する。							
結果の利用状況	1. 地方交付税算出資料 2. 義務教育費国庫負担法、学校給食法、義務教育諸学校施設費国庫負担法等における基礎資料 3. 職業紹介指導ならびに新卒業者採用計画の参考資料 4. 教職員定数の資料 5. 卒業者の進学就職状況の地域別参考資料								

調査名：学校保健統計調査

所管省庁名：文部科学省

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 学校保健統計調査規則（昭和27年文部省令第5号）
調査の目的	学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得ることを目的とする。
予算額	309千円 内訳 一般 309千円 国庫 309千円 うち 県事業費 309千円 市町村事業費
調査の時期 周期	例年は 学校保健安全法による健康診断の結果に基づき、4月から6月の間に実施。 文部科学省への提出期限 9月末 令和4・5年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、健康診断等の実施困難な状況を考慮し、年度内の実施と調査時期を拡大。その結果を翌年6月までに提出。  毎年
主要調査事項	1. 発育状態（身長、体重）  2. 健康状態（栄養状態、脊柱・胸郭・四肢の疾病・異常の有無、視力、聴力、眼の疾病・異常の有無、耳鼻咽頭疾患の有無、皮膚疾患の有無、歯・口腔の疾病・異常の有無、結核の有無、心臓の疾病・異常の有無、尿、その他の疾病・異常の有無及び結核に関する検診の結果）
調査の範囲 対象	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校（以下「調査実施校」という。）  調査実施校に在籍する満5歳から17歳（4月1日現在）までの幼児、児童及び生徒のうち、発育状態は各調査実施校の一部の者、健康状態は各調査実施校の在学者全員。
調査の方法	自計方式であり、調査実施校は、「政府統計共同利用システム」による電子調査票、または紙調査票を提出する。
調査機関 (調査系統)	文部科学省 - 沖縄県 - 調査実施校
集計事項 および方法	文部科学省において、機械集計の方法によって全国集計を行う。
公表の時期 および方法	県 なし  国 結果は、調査年度の翌年11月頃に「学校保健統計調査報告書」として刊行物及びインターネットに掲載して公表する。
結果の利用状況	保健行政の基礎資料（年度の全国、県平均の体位の比較）

調査名：毎月勤労統計調査

所管省庁名：厚生労働省

根拠法規	統計法 第2条第4項 (基幹統計) 毎月勤労統計調査規則 (昭和32年労働省令第15号)													
調査の目的	事業所における勤労者の賃金、労働時間及び雇用について、全国調査にあってはその全国的変動を、地方調査にあってはその都道府県別の変動を毎月明らかにし、労働政策や経済政策などのための基礎資料を得ることを目的とする。													
予算額	13,707千円 内訳 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">一般</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: left;">千円</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; font-size: 2em;">うち</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">県事業費</td> <td style="padding-left: 10px;">13,707千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">国庫</td> <td style="text-align: center;">13,707</td> <td style="text-align: left;">千円</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">市町村事業費</td> <td style="padding-left: 10px;">-</td> </tr> </table>			一般	-	千円	うち	県事業費	13,707千円	国庫	13,707	千円	市町村事業費	-
一般	-	千円	うち	県事業費	13,707千円									
国庫	13,707	千円		市町村事業費	-									
調査の時期 周 期	<p>■周 期：毎月</p> <p>■調査日：毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）</p>													
主要調査事項	1 事業所の主要な生産品又は事業の内容 2 給与支払い期間及び事業活動日数 3 企業の全常用労働者数 4 常用労働者数、出勤日数、実労働時間数、現金給与額													
調査対象	単位	事業所												
	範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本標準産業分類に定める16大産業（農業、林業、漁業、一般公務を除く）に属する常用労働者5人以上の事業所が対象</li> <li>・調査対象事業所は、経済センサス基礎調査結果をもとに厚生労働大臣が指定 全国では33,000事業所、うち県内では約480事業所が対象 (内訳) 第一種事業所（常用労働者30人以上の事業所）：約300事業所 第二種事業所（常用労働者5～29人の事業所）：180事業所</li> </ul>												
調査の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種事業所：事業主が調査票に記入して郵送により提出する方式（郵送調査方式）、または電子情報処理組織により提出する方式（オンライン方式）</li> <li>・第二種事業所：統計調査員が事業主に対して質問し、調査票を作成する方式（実地他計方式）、または電子情報処理組織により提出する方式（オンライン方式）</li> </ul>													
調査機関 (調査系統)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種事業所：厚生労働省 → 県 → 事業所</li> <li>・第二種事業所：厚生労働省 → 県 → 統計調査員 → 事業所</li> </ul>		<p>指導員数</p> <p>—</p>											
			調査員数 14人 (R 4)											
集計事項 および方法	<p>■集計事項</p> (1) 常用労働者数（一般労働者、パートタイム労働者） (2) 出勤日数 (3) 実労働時間数（総実労働時間、所定内労働時間、所定外労働時間） (4) 現金給与額（現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与、超過労働給与、特別に支払われた給与） <p>■集計方法</p> <p>調査結果を全国調査分と地方調査分（全国調査の調査事業所に地方調査のみの調査事業所を加えたもの）として、全国調査分は厚生労働省が、地方調査分は都道府県が集計する。</p>													
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方調査結果を調査月の翌々月末に公表</li> <li>・年平均を2月末に公表</li> </ul>												
公表の時期 および方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国調査結果の速報を調査月の翌々月初旬に、確報を翌々月下旬に公表</li> <li>・年平均を2月下旬に公表</li> </ul>												
結果の利用状況	1 労働経済白書、月例経済報告、経済財政白書、景気動向指数などの資料 2 雇用保険や労災保険の保険給付額の改定や政府の各種審議会などの資料 3 企業の経営判断や賃金などの労働条件決定などの資料													

調査名：毎月勤労統計調査特別調査

所管省庁名：厚生労働省

根拠法規	統計法 第2条第4項 (基幹統計) 毎月勤労統計調査規則 (昭和32年労働省令第15号)		
調査の目的	常用労働者1人以上4人以下の事業所における雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにして、毎月実施している常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を得ることを目的とする。		
予算額	※「毎月勤労統計調査」に一括計上		
調査の時期 周期	<p>■周期：年1回</p> <p>■調査日：7月末日（給与締切日の定めがある場合は7月の最終給与締切日）</p>		
主要調査事項	<p>1 事業所の主要な生産品又は事業の内容</p> <p>2 給与支払い期間及び常用労働者数</p> <p>3 企業規模</p> <p>4 勤続年数、出勤日数、実労働時間数、現金給与額</p>		
調査対象 範囲	単位	事業所	
	範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省において、経済センサスの事業所調査区をもとに設定した「毎勤調査区」を単位として指定した地域で、日本標準産業分類に定める16大産業に属する常用労働者1人～4人の事業所が対象。</li> <li>県内は37調査区、約550事業所が対象。</li> </ul>	
調査の方法	統計調査員が事業主に対して質問し、調査票を作成する（実地他計方式）。		
調査機関 (調査系統)	厚生労働省－県－統計調査員－事業所		<p>指導員数</p> <p>－</p> <p>調査員数</p> <p>28人 (R 4)</p>
集計事項 および方法	上記調査事項を厚生労働省において全国単位及び都道府県単位に集計する。		
公表の時期 および方法	県	－	
	国	厚生労働省において、全国調査結果を1月末に公表	
結果の利用状況	<p>1 毎月勤労統計調査の補完</p> <p>2 各種労働施策の基礎資料および国民所得の推計資料</p>		

調査名：農林業センサス

所管省庁名：農林水産省

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 農林業センサス規則 (昭和44年農林省令第39号)							
調査の目的	わが国農林業の基本構造の現状とその動向を農業集落、市区町村段階から全国段階別に至る各段階別に明らかにし、農政の推進に必要な基礎的かつ総合的な資料を整備する。							
予算額	730千円 内訳 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="text-align: center;">一般</td><td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">うち</td><td style="text-align: right;">県事業費 310千円</td></tr><tr><td style="text-align: center;">国庫</td><td style="text-align: right;">市町村事業費 420千円</td></tr></table> 730千円			一般	うち	県事業費 310千円	国庫	市町村事業費 420千円
一般	うち	県事業費 310千円						
国庫		市町村事業費 420千円						
調査の時期	令和7年2月1日現在							
周期	5年毎（前回調査 令和2年2月1日現在）							
主要調査事項	1. 経営体の概要（個人経営・団体経営） 2. 農林業経営の労働力（個人経営・団体経営・常雇い） 3. 土地の所有、賃貸等（農地、山林） 4. 農業生産（作目別の作付面積 畜種別飼養頭羽数） 5. 過去1年間の農林産物の販売（販売金額・部門別販売割合・出荷先） 6. 過去1年間の農林作業の受託（料金収入・作業別面積） 7. 農業経営の特徴的な取組（青色申告・有機農業・データ活用） 8. 農業生産関連事業 農林産物の販売金額及び農産物の部門別販売割合 9. 山林及び林業作業（作業別面積）							
調査対象	単位	農林業経営体						
	範囲	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数・販売金額が一定規模以上の農林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）						
調査の方法	調査員が調査票を配布し取集する自計申告調査（調査員が内容確認）又はオンライン調査 ※2020調査時は、豚熱(CSF)影響により特例で一部市町村で郵送対応を実施。							
調査機関 (調査系統)	農林水産省－沖縄県－市町村－指導員－調査員		指導員数 62人(2020年) 調査員数 752人(2020年)					
集計事項 および方法	都道府県－農林水産省の組織により、電子計算機利用による機械集計を行う。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; float: right;">プログラムは農林水産省で作成し、都道府県へ送付。</div>							
公表の時期 および方法	国	2020年農林業センサスの調査結果については、2021年3月に確報を公表。						
	県	2020年農林業センサスの調査結果については、2021年6月に県統計課ホームページへ確報を公表。2022年3月に報告書を刊行。						
結果の利用状況	○地方交付税法に基づく交付金算定基礎 ○農林行政施策の基礎資料							

調査名：漁業センサス

所管省庁名：農林水産省

根拠法規	統計法第2条第4項（基幹統計） 漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）			
調査の目的	漁業の基本的生産構造、就業構造及び背景を明らかにし、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的とする。			
予算額	23,060千円 内訳 一般 千円 うち 国庫 23,060千円 県事業費 4,113千円 市町村事業費 18,947千円			
調査の時期	令和5年11月1日現在			
周期	5年毎（前回調査 平成30年11月1日現在）			
主要調査事項	<p>※漁業経営体調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業経営体数（経営組織別・漁業層別）、漁獲物の主な出荷先</li> <li>・漁船隻数、漁獲物・収穫物の販売金額</li> <li>・個人漁業経営体数（専兼業別、基幹的漁業従事者の男女・年齢階層別、後継者の有無別、兼業種類別）</li> <li>・漁業就業者区分、男女年齢別漁業就業者数</li> </ul> <p>※なお、国の調査として、海面漁業管理組織調査、海面漁業地域調査、内水面漁業調査、流通加工調査が別に実施される。</p>			
調査対象	海面漁業経営体（平成30年：2,733経営体）			
調査の方法	自計申告を基本に、調査員による報告者への面接聞き取り又はオンライン調査			
調査機関 (調査系統)	農林水産省－沖縄県－市町村－調査員	指導員数  調査員数 147人（平成30年） 客体把握調査47人 実査調査員135人	—	
集計事項 および方法	都道府県－農林水産省の組織により、電子計算機利用による機械集計を行う。			
公表の時期	県	<p>国の概要公表後に、沖縄県結果報告書を刊行、インターネット掲載等により公表。 (公表時期：調査の翌年度2月頃) ※2018年漁業センサス沖縄県結果報告書はR2年3月刊行</p>		
	国	全国結果の概要をインターネット掲載等により公表。追って詳細報告書を刊行。 (公表時期：確報 調査の翌年度12月頃)		
結果の利用状況	水産行政施策の基礎資料			